

⑨土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第5

第5 他目的使用等

(他目的使用等の承認又は許可の基準)

5-0-1 土地改良財産の他目的使用等についての令第59条及び取扱規則第11条の規定による承認又は法第94条の4の2第1項及び取扱規則第12条の規定による許可（以下単に「承認又は許可」という。）は、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り行うものとする。

(他目的使用等の承認又は許可の申請)

5-0-2 部局長は、土地改良財産の他目的使用等につき、承認又は許可の申請をしようとする者がある場合には、取扱規則第11条又は第12条に定める書類のほか、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係農家の利益と合致する旨の説明書を提出させるものとする。

5-0-3 土地改良財産の他目的使用等の申請書は、別紙様式第3号によるものとする。

(他目的使用等の使用料)

5-0-4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

(1) 使用料算定の基準

ア 農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合（建設費負担相当額）

$$G \times \frac{(1 - 10/100)}{T_a} \times F$$

G……他目的使用に係る施設（以下「他目的使用施設」という。）の建設に要した経費に他目的使用の契約又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額（以下「再調達原価」という。）

T_a……他目的使用施設の耐用年数（以下「耐用年数」という。）

10/100…他目的使用施設の耐用年数満了後における残存価格率（以下「残存率」という。）

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって他目的使用者が負担すべきものとして振り分けられた率（以下「使用負担率」という。）

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times F$$

G……再調達原価

10/100…残存率

7/100…使用料率

F……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額